

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明

1 事業所の概要

事業所名	聖隷訪問看護ステーション千本
所在地	沼津市本字下一丁田 8 9 8 - 1
事業者指定番号	2 2 6 1 1 9 0 0 4 1
管理者	櫻井 悦子
連絡先番号	0 5 5 - 9 5 2 - 1 0 2 0
サービス提供地域	沼津市・清水町全域

2 事業所の職員体制等

〈 令和 7 年 7 月現在 〉

	資 格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1 名		管理業務・ケアマネジメント
	介護支援専門員	5 名		ケアマネジメント

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 但し、祝祭日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）を除く。
営業時間	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時

4 サービス利用料及び利用者負担

- （１） 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- （２） 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を超える地域に訪問、出張する場合には、実施地域を超えた時点から 1 k m 毎 5 0 円の交通費の支払いが必要になります。

5 事業所の居宅介護支援の特徴等

●運営の方針

- （１） 利用者の方からのご相談に応じ「要介護認定の申請代行」を行い、要介護認定審査の結果を待って、利用者の方からの依頼によって総合的なサービス調整を行い援助致します。
- （２） 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めます。
- （３） 居宅介護支援時に著しい迷惑行為があった場合は、状況に応じた対応検討をさせて頂きます。又、その内容によっては居宅介護支援を終了させて頂くことがあります。迷惑行為とは、暴言・暴力・セクシャルハラスメント等のことをいいます。
- （４） 事業所は、当該事業所従業者、又は利用者の介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

6 相談窓口及び苦情の対応

●サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

相談窓口	電話	0 5 5 - 9 5 2 - 1 0 2 0
	F A X	0 5 5 - 9 5 2 - 1 0 2 1
	責任者	村井 香織
	対応時間	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分 但し、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を除く

●次の公的機関においても苦情等の申し出ができます。

沼津市役所 市民福祉部 長寿福祉課	所 在 地	沼津市御幸町１６－１
	電 話	０５５－９３４－４８６５（直通）
	対応時間	午前８時３０分～午後５時１５分
清水町役場 福祉介護課 介護保険係	所 在 地	駿東郡清水町堂庭２１０－１
	電 話	０５５－９８１－８２１３（直通）
	対応時間	午前８時３０分～午後５時１５分
静岡県国保 連合会 介護保険課	所 在 地	静岡県葵区春日２丁目４番３４号
	電 話	０５４－２５３－５５９０（直通）
	対応時間	午前９時００分～午後５時００分

７ 事故発生時の対応と賠償

- （１） 居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、利用者及び家族に連絡すると共に行政機関に報告します。
- （２） 事業所は誠意をもって事故の対応に努めると共に原因を解明し、再発の防止のための対策を講じます。
- （３） 事業所は事故原因を解明し、賠償すべき過失があった場合は速やかに損害賠償を行います。

８ 事業者

名 称	一般財団法人 芙蓉協会
所在地	静岡県沼津市本字下一丁田８９８－１
代表者	理事長 青木 善治
電 話	０５５－９５２－１０００
事 業	聖隷沼津病院 聖隷沼津第一クリニック（健康診断センター） 聖隷訪問看護ステーション 千本 ※訪問看護ステーションにおいては居宅介護支援事業を含む 看護小規模多機能型居宅介護事業所 せいれい緑町

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明しました。

事業所 所在地 沼津市本字下一丁田８９８－１
名 称 聖隷訪問看護ステーション千本

説明者 _____ 印

居宅介護支援の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印

家族 住 所

あるいは

代理人 氏 名 _____ 印

続柄 ()